

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 職員被服貸与規程

(趣旨)

第1条 被服の貸与は、五城目町社会福祉協議会に所属する職員（臨時的職員及びパートタイマーを含む）に業務上必要と認めた場合に貸与する。

(被服の貸与品等)

第2条 被服の被貸与者、貸与品及び貸与期間は別表のとおりとする。尚、別表に依りがたい場合は事務局長の決するところによる。

2 会長は、必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず被服を貸与し、又は貸与期間を伸縮し、必要がないと認めたときは、貸与品の一部を貸与しないことができる。

(被服の返納)

第3条 貸与期間中に退職又は転職したときは、貸与被服を直ちに返納しなければならない。

(被服の取扱い)

第4条 被服の貸与者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 貸与品を他に貸与したり、交換したり又はその他の処分をしてはならない。
- (2) 業務以外で被服を用いてはならない。
- (3) 貸与品の清潔に留意し、破損の補修を怠らないこと。

(被服の亡失等)

第5条 被貸与者は、貸与された被服を亡失し、又は損傷したときは、速やかにその旨を事務局長に届けなければならない。

(貸与品の検査)

第6条 事務局長は、随時貸与品の検査を行わなければならない。

(被服類貸与簿の備付)

第7条 事務局長は、被服類貸与簿（別記様式）を備え、貸与及び返納等の状況を記録しなければならない。

(予算による実施)

第8条 この規程による被服貸与については、すべて予算の範囲内において実施するものとする。

附 則

この規程は平成19年4月1日より施行する。

この規程は平成21年4月1日より施行する。

別表（第2条関係）

被服貸与者の範囲	貸与品名		期間
社会福祉相談活動事業に従事する者	トレーニングウェア又は作業着	上・下	2ヶ年
社会福祉地域支援活動に従事する者	トレーニングウェア又は作業着	上・下	2ヶ年
社会福祉法人事業に従事する者	トレーニングウェア又は作業着	上・下	2ヶ年
訪問介護事業に従事する者	トレーニングウェア	上・下 (2組)	2ヶ年
	夏用ポロシャツ	上 (2組)	
訪問看護事業に従事する者	トレーニングウェア	上・下 (2組)	2ヶ年
	夏用ポロシャツ	上 (2組)	
居宅支援事業に従事する者	事務服	上・下 (2組)	2ヶ年
	夏用ポロシャツ	上 (2組)	

《改正》 H21.4.1

(別記様式) (第7条関係)

被 服 類 貸 与 簿

使用者名	貸与品名	購入年月日	確認印		返納又は廃棄	確認印	
		貸与年月日	使用者	事務局長	年 月 日	使用者	事務局長
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			